



5月1日～5月7日

憲法週間



憲法週間とは憲法の精神や司法の機能に対する理解を啓発するための週間です

昭和25年に憲法の意義について再確認することを国民に喚起する目的で最高裁判所が中心となつて始められました

大分地方検察庁